



県章

山形県公報

令和7年2月7日（金）

第576号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………（税 政 課）…62
- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域健康福祉課）…63
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…64
- 県営土地改良事業計画の変更……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…65
- 一般国道の供用の開始……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………（都市計画課）…66
- 同……………（ 同 ）…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会2月定例会の招集……………同

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会運営規則の一部を改正する規則……………67

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・所得向上推進課）…同
- 同……………（ 同 ）…68
- 同……………（ 同 ）…69
- 同……………（ 同 ）…70

正 誤

告 示

山形県告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の収納の事務を委託した。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目1番2号	令和6年12月24日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階	同 上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同 上
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同 上
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	同 上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	同 上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同 上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同 上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同 上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同 上

2 委託事務の名称

山形県税等コンビニエンスストア収納事務

3 委託した収納の事務に係る歳入

県税（法人の県民税、県民税の利子割、法人の事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税の環境性能割、自動車税の種別割、鉦区税、狩猟税、産業廃棄物税、特別地方消費税、自動車取得税及び自動車税に限る。）及び軽自動車税の環境性能割並びにそれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収金

4 委託契約の期間

令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

山形県告示第87号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

(1) 2－（エチルアミノ）－2－（2－フルオロフェニル）シクロヘキサン－1－オン及びその塩類（通称名 2 F－NENDCK、2 F－2 OXO－PCE、2－FXE、2－f l u o r o d e s c h l o r o－N－e t

hyl-ketamine)

(2) 2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene）

(3) (8R)-6-アリル-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP-AL-LAD）

(4) (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP-MiPLA、1cP-MIPLA）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和7年2月6日

山形県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社やすらぎ福祉センター	ふれあい鮭川訪問介護事業所 最上郡真室川町大字平岡1658番地2	訪問介護	令和7.1.31
株式会社やすらぎ福祉センター	デイサービスセンターやすらぎ 最上郡真室川町大字平岡1658番地2	通所介護	同
株式会社やすらぎ福祉センター	パワーリハビリテーションセンター やすらぎ 最上郡真室川町大字平岡1658番地2	通所介護	同
株式会社やすらぎ福祉センター	ウェルケアリビングやすらぎ 最上郡真室川町大字平岡1658番地2	特定施設入居者生活介護	同

山形県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社やすらぎ福祉センター	ウェルケアリビングやすらぎ 最上郡真室川町大字平岡1658番地2	介護予防特定施設 入居者生活介護	令和7.1.31

山形県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人C o m f y 鶴岡市道田町10番18号	多機能型事業所 絆 鶴岡市中山字瓜沢60番地4	就労継続支援（B 型）	10名	令和 7. 2. 1

山形県告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
株式会社C R O－V E R 大阪府岸和田市沼町30番8号エ ビスビル302号	訪問介護事業所はなはま 酒田市高砂二丁目1番17号	居 宅 介 護	令和 7. 1. 31
株式会社C R O－V E R 大阪府岸和田市沼町30番8号エ ビスビル302号	訪問介護事業所はなはま 酒田市高砂二丁目1番17号	重 度 訪 問 介 護	同

山形県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営鶴の子地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営鶴の子地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
新庄市役所及び大蔵村役場
- 縦覧に供する期間
令和7年2月10日から同年3月12日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営桧原地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営桧原地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

舟形町役場

3 縦覧に供する期間

令和7年2月10日から同年3月12日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第94号

吉野川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和7年1月31日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

南陽市役所及び高畠町役場

3 縦覧に供する期間

令和7年2月7日から同年3月11日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和7年2月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 287号

2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字菖蒲字中嶋一904番1から
同 北田855番まで

3 供用開始の期日 令和7年2月7日

山形県告示第96号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

山形市の一部、上山市の一部、天童市の一部、東村山郡山辺町の一部、同郡中山町の一部

2 公共測量を実施する期間

令和6年9月17日から令和7年3月28日まで

3 作業の種類

公共測量（標定点測量、同時調整、数値地図）

山形県告示第97号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 新庄都市計画道路事業

(2) 名 称 3・4・4号北本町飛田線

2 施行者の名称

山形県

3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

令和7年1月30日 東北地方整備局告示第6号

山形県告示第98号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名 称 3・4・25号東原村木沢線

2 施行者の名称

山形県

3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

令和7年1月30日 東北地方整備局告示第7号

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

令和7年2月7日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和 7 年 2 月12日（水） 午後 1 時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
- (1) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
- (3) 山形県教員資質向上協議会委員の任命について

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第 1 号

山形県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会運営規則（昭和32年 5 月県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が出席を免除した場合は、この限りでない。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員会は、前 2 項に定めるもののほか、必要と認める者に会議への出席を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和 7 年 2 月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鶴岡市山五十川字碓井155番 4	田	2, 004
鶴岡市山五十川字碓井165番 2	田	963

- 2 申請に係る農地の利用の現況
- 耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 農地法第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年5月	5年	14,835円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年2月21日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡飯豊町大字中字北中里2608番	田	4,939
西置賜郡飯豊町大字中字天神2546番	田	1,951
西置賜郡飯豊町大字中字中里3441番	田	706
西置賜郡飯豊町大字中字中里3441番 1	田	92
西置賜郡飯豊町大字中字中里3446番	畑	30
西置賜郡飯豊町大字中字中里3447番	畑	97
西置賜郡飯豊町大字中字中里3448番	田	104
西置賜郡飯豊町大字中字中里3449番	田	2,243
西置賜郡飯豊町大字中字中里3449番 1	田	70
西置賜郡飯豊町大字中字中里3451番	田	1,405
西置賜郡飯豊町大字中字中里3452番	田	1,319

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年5月	5年	213,750円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年2月21日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ 意見の趣旨及びその理由

ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡飯豊町大字黒沢字町田2878番1	田	2,489

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年5月	10年	44,800円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年2月21日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3347番	田	500
西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3348番	田	3,552
西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3357番 1	田	11,509
西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3367番 1	田	451
西置賜郡飯豊町大字黒沢字旭3261番 1	田	5,991
西置賜郡飯豊町大字黒沢字旭3262番 1	田	3,731
西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3472番 2	田	1,053
西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3472番 3	田	652
西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3473番 1	田	6,037
西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3473番 2	田	275

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年5月	5年	320,605円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和 7 年 2 月 21 日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

		正		誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 6. 5. 21	第504号	596	下から 4	1, 284, 000円	1, 412, 400円

令和7年2月7日印刷
令和7年2月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県